

福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

一 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九十九条第二項及び厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第六号の規定により、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）及び国がそれぞれ負担すべき退職等年金給付の金額等を定めること。

二 派遣職員（法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めること。
（第一条関係）

第二 厚生年金保険法施行令の一部改正

機構への派遣職員の保険料に係る事業主負担分について、機構及び国が負担する旨定めること。

（第二条関係）

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)